

京都市告示第 389 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、同施設内のアイススケートリンクを供用しない日の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成19年3月5日

京都市長 榊本 頼 兼

平成19年4月2日（月）から4月30日（月）までを供用しない日に加える。

（理由）アイススケートリンクからメインプール及び飛び込みプールへの転換工
事を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）